

2016年(平成28年)5月11日

中央教育審議会大学部会法科大学院特別委員会 御中

適性試験管理委員会

委員長 鎌田



適性試験に関する報告についての意見書

5月11日の中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会で、法科大学院全国統一適性試験の在り方に関する検討ワーキング・グループの報告(以下「WG報告」という)を踏まえて、適性試験の在り方について議論がなされるということであるので、当委員会としては、当該WG報告の内容に鑑み、以下の点につき、意見を述べるものである。

本年2月29日付で当委員会が提出した意見書にも述べたところであるが、今回の報告の基礎となっているアンケート調査結果に主として依拠して適性試験の任意化(事実上の廃止)を決定することには以下のとおり大きな問題があると思料する。

すなわち、アンケート結果に依拠するためには、有効な回答数が必要であると思料するところ、当該アンケートにおいては、適性試験の成績と入学後の成績との相関関係を調査している法科大学院は45校中22校に過ぎず、過半数の法科大学院において調査を行っていない状況であり、そのような、相関関係調査に基づかない過半数の回答によるアンケート結果から、到底適切な判断ができるとは思えない。むしろ、当該アンケートの最終項目において「適性試験の改善すべき点」としてもっとも多く指摘されていたのは「実施時期に関する意見」であり(25校)、いきなり任意化(事実上の廃止)を提言することには飛躍があると言わざるを得ない。

当委員会では、これまで年2回、各法科大学院に向けた説明会を実施してきたところであるが、任意化の要請はなく、法科大学院制度の創設とともに実施されてきた適性試験制度を任意化(事実上の廃止)するには、たとえば全国の法科大学院の間で、これまでの経緯や結果を踏まえ、議論を重ね慎重に結論を出すべき問題であると思料する次第である。

以上